岡山市長 様

子育てのための施設等利用給付認定申請書 (法第30条の4第1号)

下部記載の事項に同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望する(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)ので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

年

年 月

<担当課処理欄>

月

教育·保育

給付認定

日

日

□なし □1号

□2号 □3号

企業主導型

保育利用

口なし

□あり

施設等	等利用給付	1号認定用								
こどもコード										
受付印										
提出方法	窓・郵	受付者								
提出者	父・母・園	• ()							
本人確認	免・マ・健	• ()							

4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日 にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利

5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施

□1号

□却下

始

終

入力

設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

施設等利用

給付認定

彭	当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。									本人確認 免・マ・健・()						
1.	申	請者									申	請日	:	年	月	日
フリ	リガナ						現住所	₹	_			•				
申請者 氏名 (児童との続柄:)				転居先 〒 (転居予定が ある場合)					(転居予定日: 年 月 日)							
連	中の 絡先 ※2	① ^{父携礼}	帯・母携	携帯・自宅・ —	その他(—) (2	_	自宅・その	_		忍定希望日		年	月	目
2. 保護者及び対象児童 ※2 日中の連絡先(電話番号)は、連絡がつく順に記入してください。																
		父			母				対象児童							
	リガナ E名													(性別	: 男・	女)
	F月日			年	月	日		2	年	月	目		年	月	F	3
	住所 ※3	〒	_		□申請	者と同じ	〒	_		□申請	着と同じ	Ŧ		<u> </u>	申請者と	一同じ
(転足	居先 計学定が (場合)	₹	_		□申請	者と同じ	₹	_		□申請	情者と同じ	Ŧ	_	F	申請者と	一同じ
×3		(転居予定 ※3 現住		年 び転居先		□) 申請者と	(転居予定 異なる場合		年 入して	月 ください	目)	(転居予定)	∃ :	年 月	目)	
1 月	年認の定				□ <u>現</u> 自	<u>:所</u> と同じ				□ <u>現住</u>	<u>E所</u> と同じ	児	見童の扶養	者(申請時	(点)	
1 目	同希年望		都・道 府・県		市・区 町・村			都・道 府・県		市・区 町・村		税 法 上:	口父 口	母 □その)他()
現	年認					<u>:所</u> と同じ					<u></u>	健康保険:		母 □その)他()
在の住	の定前希			都・道府・県	() ()	市・区町・村		府	·道 ·県	-	市・区町・村	各年1月1日現 場合は、マイ				
所字	※4	※4 各年					る場合は市I t□にチェ				ださい。	いたし				
	家庭の								_	遵 受給世	上帯		親世帯… り親家庭			
3. 利用予定施設 又は戸籍全部事項証明書の写しを添付してください。																
施設区分 施設名称				施設所在地							利用開	始(予定) 日			
□ 幼稚園(□私立 □国立)					〒 一 電話											
	□ 特別支援学校幼稚部												年	三 月	日	
4.	同	居世帯貞	(父	:母・対象	見童を除	余く)										
	世	带員氏名		続柄	生年月	目目	会社・学校	2名等		申請	にあた	って同意	していた	だく事	項	
フリカ゛	t :				年	月日			施設等 供を求	利用給付認	忍定の審査に ないます。	条の3において	署に対し必要	な文書の閲	能又は資料	∤の提
フリカ゛	79ħ°†:											施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報 こ、施設・事業者に提供することがあります。				
年 月 日						3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合がありま										